

6 審議事項 「特定個人情報保護評価書の第三者点検について」

※住民基本台帳に関する事務における実施機関が行った「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の評価の適合性・妥当性について第三者の立場で点検を行った。

発言者	発言要旨
会 長	今回の議題である審議事項「特定個人情報保護評価書の第三者点検について」に関し、事務局に説明を求める。
事 務 局	本日の審議は、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定により、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の評価の適合性・妥当性について、川口市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第3条第1項第1号に基づき諮問されたものである。 業務の名称は、「住民基本台帳に関する事務」であり、その住民基本台帳に関する事務における実施機関が評価を行った「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の適合性・妥当性を審議いただくもので、まずは「特定個人情報保護評価の実施について」に関し、担当課よりご説明させていただく。
情報政策課 事 務 局	・番号制度における「特定個人情報保護評価の実施について」の概要を説明。 今回、住民基本台帳に関する事務の一部を変更することに伴い、特定個人情報保護評価書の「重要な変更」を実施することとなった。 全項目評価書において重要な変更がある場合は、評価の再実施が求められており、個人情報保護委員会へ全項目評価書を提出する前に第三者点検を受ける必要があり、当審議会における点検がそれに該当する。 この第三者点検の目的は、資料1の6ページにあるとおり、特定個人情報保護評価の「適合性」及び「妥当性」を客観的に担保することとされており、点検にあたっては、資料5の「特定個人情報保護評価における第三者点検チェック表」を使用し、担当課からの説明も踏まえて審議いただきたい。
情報政策課	本日審議いただく「住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」については、令和6年11月に当審議会での審議を経て公表されたものである。 この度、再評価を行う理由としては、窓口 DXSaaS（書かない窓口システム）の運用を開始することに伴い、現在公表している評価書の内容に「重要な変更」が生じるため、再評価を実施するものである。 なお、評価書の主な変更内容としては、この窓口 DXSaaS（書かない窓口システム）の導入に関する内容を追加した他、「重要な変更」にはあたらない

会 長 委 員 情報政策課	が、番号法改正に伴う所要の修正を行ったものである。 適合性の項目は6点あり、指針に定める実施手続等に適合した保護評価を実施しているかについて審議いただきたい。 また、妥当性の観点の項目も6点あり、保護評価の内容が指針に定める保護評価の目的等に照らし、妥当と認められるかについて審議いただきたい。 最初に適合性の1点目「しきい値判断に誤りはないか」においては、全項目評価の要件は、対象人数30万以上となっており、本市人口607,000人（令和7年1月1日現在）であり全項目評価となる。 1点目について何か質問はあるか。 （なし） 2点目「適切な実施主体が実施しているか」においては、地方公共団体の長である川口市長が実施している。
会 長 委 員 情報政策課	2点目について何か質問はあるか。 （なし） 3点目「公表しない部分は適切な範囲か」においては、今回の評価書に非公開部分はない。
会 長 委 員 情報政策課	3点目について何か質問はあるか。 （なし） 4点目「適切な時期に実施しているか」についてであるが、窓口 DXSaaS（書かない窓口システム）の稼働前に評価を実施することとされている。 令和7年4月より、書かない窓口システムの構築作業を開始し、8月以降に本稼働を予定しているため、適切な時期に実施を行なっている。
会 長 委 員 情報政策課	4点目について何か質問はあるか。 （なし） 5点目「適切な方法で広く住民等の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか」においては、パブリックコメントを32日間実施した。なお、意見等の提出はなかった。
会 長 委 員 情報政策課	5点目について何か質問はあるか。 （なし） 6点目「特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか」においては、事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全て

会 長 委 員 情報政策課	の項目について検討し、記載している。 6 点目について何か質問はあるか。 (なし) 次からは妥当性についてとなるが、7 点目の「記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか」においては、公表済みの内容に変更はなく、事務担当課は市民生活部市民課、所属長は市民課長であり、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができる者となっている。
会 長 委 員 情報政策課	7 点目について何か質問はあるか。 (なし) 8 点目「特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。また、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか」においては、評価書 P 1 1 から P 1 4 において、事務における特定個人情報の流れと特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容を具体的に記載している。 市民課よりご説明させていただく。
市 民 課 会 長 情報政策課	・住民基本台帳に関する事務について、事務内容と特定個人情報の流れを説明。 住民基本台帳に関する事務における変更としては、13 ページ、1 の 1-①「住民基本台帳ファイルから窓口 DXSaaS（書かない窓口システム）にデータ連携する。」が追加されたことのみでよいか。 そのとおりである。
会 長 委 員 情報政策課	8 点目について他に質問はあるか。 (なし) 9 点目「特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか」においては、事務の実態に基づきリスクの特定を行っている。
会 長 委 員 情報政策課	9 点目について何か質問はあるか。 (なし) 1 0 点目「特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か」においては、P 4 5 から P 6 6 に記載しており、例えば目的外の手が行われるリスクでは、「情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届

会 長 情報政策課	出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める」など、具体的に記載している。 窓口 DXSaaS（書かない窓口システム）を導入することによるリスクや、そのリスクを軽減する方法について記載はあるか。 前回の審議会において、住基システムが国の定める標準システムへ移行し、ガバメントクラウド環境で運用することに伴い、評価書に新たなリスク対策に関する内容を記載し、承認をいただいた。 今回の書かない窓口システムにおいても、ガバメントクラウド上で運用するため、同様の規定が適用される。 具体的なリスク対策については、P 5 1「7 特定個人情報の保管・消去」の「⑥ 技術的対策」に、記載されている。
会 長 情報政策課	窓口 DXSaaS（書かない窓口システム）のリスク対策は、ガバメントクラウドのリスク対策に含まれていると考えてよいか。 そのとおりである。
会 長	1 0 点目について他に何か質問はあるか。
副 会 長	窓口 DXSaaS（書かない窓口システム）は他自治体でも導入されているかと思うが、先行事例の中で問題があった事例はあるか。
情報政策課	他自治体において、リスク対策に問題が生じているという話は聞いていない。
会 長	1 0 点目について他に何か質問はあるか。
委 員	（なし）
情報政策課	1 1 点目「記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか」においては、国の第三者機関である個人情報保護委員会より公表されている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン行政機関等編」に則した対応を記載している。
会 長	1 1 点目について何か質問はあるか。
委 員	（なし）
情報政策課	1 2 点目「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか」においては、評価書表紙のとおり、住民の信頼確保のため、特定個人情報の漏えい等のリスクを軽減するため適切な措置を講じていることを宣言している。
会 長	他に何か質問はあるか。

委 会 事 務 局	員 長	(なし) これまでの内容に対し、欠席した委員から何か意見はあったか。 欠席した委員から意見はなかった。
会 委 員 会	長	説明のあった審議事項について、全体として意見はあるか。 (なし)
委 員 会	長	他に意見がなければ、審議事項について、可否を採る。審議事項について承認 することでよいか。
委 員 会	員 長	(異議なし) 当審議会としては、諮問された「特定個人情報保護評価書の第三者点検につい て」として住民基本台帳に関する事務における実施機関が評価を行った「特 定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の評価における適合性・妥当性を 第三者の立場で点検した結果、評価は適正であると認める。 また、この諮問に対する答申については、審議・検討すべきことは終了し、 答申の作成のためだけに、次回の審議会を開く必要性が低いことからこの場 で答申についても審議したいと考えるがいかがか。
委 会 事 務 局	員 長	(異議なし) では、事務局で答申に関する資料の準備はあるか。 たたき台として用意した資料を配布する。 (答申案を配付し、資料に基づき内容について説明する)
会 委 員 会	長	何か意見はあるか。 (なし)
委 員 会	員 長	それでは、答申については、案のとおり決定する。